

【足立区地域自立支援協議会くらし部会】会議概要

会 議 名	令和3年度 第1回 【足立区地域自立支援協議会くらし部会】
事 務 局	福祉部 障がい福祉センター
開催年月日	令和3年10月6日（水）
開催時間	午後1時30分 ～ 午後3時20分
開催場所	障がい福祉センター 研修室3
出席者	(Web参加) 酒井 紀幸 部会長、池田 輝子 委員、高木 光成 委員 照井 智幸 委員、湊脇 美佐子 委員、阿出川 忍 委員 三瓶 善衛 委員、鈴木 真理子 委員 (来場参加) 菊池 孝子 委員、芹澤 正博 委員、山田 尚美 委員 高橋 俊哉 委員
欠席者	石井 純一 委員
会議次第	1 開会 (1) 障がい福祉センター所長挨拶 (2) 委員紹介 2 議事 (1) 部会長挨拶 (2) 令和3年度 活動計画について (3) 講義 「避難行動要支援者を対象とした水害時個別避難計画について」 足立区福祉部 福祉管理課調整担当 大北係長 3 事務連絡
資 料	配布資料 ・次第 ・くらし部会委員名簿 ・講義資料

1 開会

障がい福祉センター所長挨拶

○障がい福祉センター所長 本日はお忙しい中、足立区地域自立支援協議会くらし部会にご出席いただき誠にありがとうございます。

ようやく緊急事態宣言が開けてこれからできることも増えてくるのかなといったところですが、まだまだ毎日のように区内の小中学校で陽性者が出たという連絡も入っているところです。これからもコロナの感染防止対策をしっかりとやりながらではありますが、いろいろできることをやっていきたいと思っています。今日はくらし部会ということで、本年度の活動計画そして避難行動要支援者を対象とした水害時個別避難計画について、大北係長から現状と進捗について説明を伺うこととなっています。どうぞ活発な議論をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○事務局（社会リハビリテーション係長）

この第1回くらし部会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から傍聴席を設けておりませんのでお伝えしておきます。

続きまして委員の紹介です。お名前をお呼びいたしますので、挙手をして頂いて所属とお名前をお願いいたします。

（司会が呼名し、挙手して所属とお名前をいただく。）

2 議事

（1）部会長挨拶

○酒井部会長 足立あかしあ園の酒井です。今年度も引き続きよろしくお願いいたします。

昨年度に続いて障がいがある方の地域生

活拠点の課題、災害対策を中心に今年度もやって参りたいと思っております。これからもいろいろな制限があるかと思いますが、皆様ご協力をお願いいたします。

（2）令和3年度活動計画

○酒井部会長 今年度くらし部会の活動計画書については、事前にお話しし、ご了承いただいています。別紙ご覧ください。1番目、部会の目的としては、区内各事業所、関係団体の担当者にご参加いただき、障がいのある方が地域でくらし続けるにはどうしたらよいか、課題を共有し意見交換を図ることといたします。

2番目、今年度の重点課題です。足立区の災害対策を基に、障がいのある方の災害時における避難の課題と対策について協議させていただきます。具体的な今年度の取り組み3番として、令和2年度に皆様からいただいたアンケート結果をもとに、引き続き障がいのある方の避難対策について検討していくことを計画としました。会議については今日を含めて2回予定しております。内容につきましては後日ご相談させていただきたいと思っております。何か活動計画について質問等ございますか。計画については、ご意見を頂戴しながら進めていきますので皆様よろしくお願いいたします。

それでは、本日の議題であります避難行動要支援者を対象とした水害時個別避難計画について、福祉部福祉管理課調整担当大北係長お願いいたします。

（3）避難行動要支援者を対象とした水害時個別避難計画について

○大北係長 この4月から福祉管理課に異動してまいりました。避難行動要支援者の

方々の水害時の避難計画について担当しております。どうぞよろしくお願ひいたします。

令和元年の台風19号が去ってから足立区の中で水害対策を全庁をあげて進めてきました。

私この前災害の部署にいたのですが、その時から要支援者の方々を支えるため令和2年から本格的に検討を進め、今事業として動いているところです。それらは防災部署だけではできませんので、庁舎の中の防災、福祉、衛生、地域支援の4つの部署が連携して情報共有して進めているところです。

まずは20分から25分位で今足立区が進めている事業とこれからさらに広げていく事業展開を話した後にオブザーバーの小川係長から障がい部門の視点で意見をもらいたいと思います。その後皆様からもご意見等よろしくお願ひいたします。

それでは資料1という概要が載せてあります資料の説明をさせていただきます。

まず、避難行動要支援者、要配慮者という言葉があります。1番の図で示してありますが、要配慮者というと介護認定を受けていらっしゃる方や障がいのある方、さらにはもっと広く配慮が必要というところで、妊産婦の方、日本語が伝わりにくい外国籍の方、未就学児の方、LGBTQの方も含め、あくまで概数ですが、足立区68万9千人いる中で要配慮者は23万4千人程いらっしゃいます。避難行動要支援者は要配慮者のうち、災害時に自分のみでは避難できず、かつ何かしらの支援を必要とする方、その方々を避難行動要支援者として足立区では名簿で管理しています。

要介護でいうと3から5に該当する方、身体障がい者手帳だと1から2級。3級は条件があります。愛の手帳だと1から2度、

障がい支援区分4から6、それらの該当する方を全て、足立区では名簿に記載して管理しています。その名簿は、民生児童委員の先生方や警察署にも最新の情報を提供しています。2万4千人のうち、福祉施設に入所していたり、長期入院していたりする方については、その施設の管理者様がいるため避難行動要支援者から外れます。あくまで在宅で自分で避難ができない方を対象としています。

資料1個別避難計画2番の表をごらんください。約2万人の計画を一斉に作るということは難しいので優先区分を5段階に設けて計画の作成を進めています。まず、荒川の氾濫を想定して、自宅の浸水のリスク、自分で避難できるかという自力避難の可否、支援者の有無、障がい・介護の度合いをAからEの5つの区分に分けました。これを今の約2万人の方々に令和2年11月にお手紙を送り、半数の約9200返ってきています。

足立区ではまず、Aに該当する自宅が浸水する、自分で避難先へ移動できない、避難する際に支援者がいない、障がい・介護度が重い方、こういったAの方から順に計画を作成しました。8月末現在で、このAの方につきましては概ね計画書ができました。9月以降に、Bの区分、自宅が浸水する、歩けない、支援者がいないまでは同じなのですが、障がい・介護の度合いにより、AとBの違いがあります。Bの方々の計画作成に10月から入っていこうというところです。

ではどうやって計画を作るのかが、資料2になります。

計画書の進め方は各々の自治体で決まった形があるわけではないです。計画書を作るように努力しなさいというのが今回からの指示ですけれど、足立区では、区の職員

が避難行動要支援者のところに、計画の作成について連絡をして、一軒ずつ訪問します。区の職員だけでは普段の状況が詳しく解らないので、その方のケアマネージャーや福祉専門職の方々にも協力要請をして一緒に訪問し、計画書を作成しています。そのためには、まずは同意が必要です。承諾を得て始めます。避難で実際に準備するものも違いますし、要介護5でも歩ける方がいますし、4でも歩けない方もいます。数字と紙を見ただけでは解らないことがありました。その方が実際避難先まで移動する手段とか、避難先をどこにするか、全て区が調整してケアマネージャーの意見、また、ご本人の意見を聞いたうえで作成しています。ご協力いただいたケアマネージャーには報酬をお支払いしています。他の自治体では、介護サービス事業所に作成を依頼して出来上がったものを区に提出しているところもあります。

2番のも進め方の流れをイメージしていただくために出しました。足立区の動き出しとしては、令和3年7月7日、区内介護事業所の皆様に一斉メールを送りました。足立区でこういう事業を始めますとまずはメールで知っていただき、その翌日、優先区分Aの87名の方と関わりがある事業者へお手紙を送りました。あなたの関わっている方の計画書を作成したいのでお力を貸してくださいとの主旨で通知しました。その後、障がい福祉課含めて事業所の方に電話をして、個別に電話で協力依頼し、3段階で周知しました。

7月の中旬から区の職員2名と担当のケアマネージャーの基本3名で、実際に要支援者宅を訪ねてご意見を聞き、様子を確認しながら計画書を作成しているところです。コロナ禍であります、台風19号の際ど

うしたとか、ご本人、ご家族の意見を聞くと1回1時間位かかります。その場で計画書ができるわけではなく、持ち帰って資料3のような1冊の個別の計画書にします。これをご本人、家から避難先に移送してくださる方、必要時避難先でケアする人に、台風が来ると解った際にこれをお渡しするのではなく、平時からお渡しして共有します。

資料2の3、要支援者宅訪問確認イメージをご覧ください。障がい区分6の方については、障がい福祉課の職員2名で訪問します。また、障がいのある方は区の援護係の職員が2名で訪問して計画書を作成していただきました。水害が発生する際に逃げたい、避難の計画書を作りたい旨を話しました。家族構成については事前に確認し、ご本人ご家族の状況を聞きながら一人ひとり作成していきます。87名のうち令和2年11月にお手紙を送って返ってきた返事を振り分け、87名へまわろうとした際確認したところ、うち16名は半年のうちに施設入所や長期入院されて退院の見込みがない方、お亡くなりになられた方が2名、訪問後に何日かしてお亡くなりになられた方が1名で、87名のうち19名は計画から対象外となりました。半年たってから確認をしたこともあります。障がい、介護度が重い方ですと状態の変化が激しいと確認しました。

今回まわった中で、そもそも逃げることをあきらめている方が多くいらっしゃいました。たまたま熱海で土石流の報道が流れたあたりでしたので、台風がきたらうちはだめとあきらめている方も多くいらっしゃいました。その方達に、逃げさせていただくために情報を取らせていただいています。逃げさせていただく、気運を高めること、そこがスタートで難しいところでした。ただ、具体的に

お話する中で、逃げないといけないと意識を変え、自分のことと捉えていただいたところでした。

優先区分Aは本当は支援者がいないはずなので、皆さん単身者ですかという「実は夫婦二人です、自分一人では支援者と言えないので、支援者がいないと回答しました」という方が、半教程要介護の方でいらっしゃいました。二人で住んでいて、二年前19号の時はまだ自分の足腰が動いたので何とか近くの小学校に逃げた。でも、二年経って腰が悪くなり、脚があまり良くないため今避難できるかという自分一人では要介護の方を連れて行けないため支援者なしという回答をいただいた方も多くいらっしゃいました。要支援者世帯としてその世帯でどう逃げさせていただくかということを考えていかなければいけないと改めて思ったところでした。

今回、避難先に関しましては資料3水害時個別避難計画書の8ページをご覧ください。この計画書の肝、結局どこに逃げるか、どうやって逃げるかこの2つです。避難先はこの8ページの第二次避難所、福祉避難所といわれる介助が必要な方々が主に行っていただく所です。この中で優先区分Aの方々は都立花畑学園をベースとして書いていただくことでつなげていきました。令和2年4月の新しい学校で、障がいをお持ちの方が通われトイレやエレベーターなど全てバリアフリーです。それらを考慮してベースにつなげていきました。半分以上の方が都立花畑学園に避難していただくのですが、近隣の小学校でも大丈夫という方には一次避難所として書かせていただきました。

今回87名のうち9名の方は、避難所では医療行為ができず、少数の区の職員しかい所がありますので、最初から地元からつ

ながりのある福祉施設や病院等に避難していただく。ご家族やケアマネージャーと相談して直接医療機関、特養の施設等避難するために区の職員がまわり受け入れを承諾していただいたケースもあります。たとえば、特養のほうですと、普段からデイサービスを週に2回利用している場合、その方を家から連れ出すのに何を持って、どのルートで何を使うかは普段からデイサービスの方が熟知しておりますのでお願いして、お迎えと受け入れ、何もなくて良かったですと帰る時に家まで送っていただく。そのあたりをお約束して、覚え書きを取らせていただくケースもありました。

一様に皆さんが避難所に行くのかというところではなく、花畑学園に行く方、小中学校に行く方、医療機関に避難する方、福祉施設に行く方、もしくは足立区で縁故等避難といっていますが、区外の知人、親戚の家に行く方、区内でも浸水しない住まいに行かせてもらう方、そういった方もいらっしゃいました。計画の肝と言いましたどうやって移送するのかについて、どうしても自分で避難できない方については、区で民間の救急事業者から避難先まで移送していただく契約を結びました。

今年、優先区分Aの方々につきましては、あらかじめ自家用車で逃げるのか、民間救急事業者が出たりするのかについても計画書に落とし込んでいます。何もなければおそらく2日位で、家まで送り届けていただくという計画書を作っています。それが優先区分Aの87名の方です。

次に、資料1で優先区分Bと498名の方、こちらの方々にこの10月から入っていきます。まずは498名の半分、250名位を令和3年度中に作成したいと予定を立てています。何とか12月までに100件、

1から3月で100件程まわり、計200件から250件を令和3年度中に作成したいと考えています。

先週月曜日に通知を発送して優先区分Aのように、あなたの事業所で関わっている方の計画書を作成したいので協力してください。後で通知しますというお手紙を出しました。

まだ返事が返ってきていない約1万件、その方々に再アプローチします。10月下旬から11月上旬位に水害時の計画書を作るために必要ですからお手紙を出してくださいと再勧奨します。その方々もAからEに区分で分類し、Aになる方であれば真っ先に計画書が必要です。今年作れば来年の台風に備えて、区職員が訪問して計画書を作っていくことで進めています。

最後に、実際にまわらせていただいた、ケアマネジャーと一緒にいる介護事業所の方からも、一昨年台風19号の際はこういった計画書もなかったの、自分が関わっている利用者さんには、ただただ、自分が心配して連絡する位しかできなかった。こういったものが具体的にできれば、これに基づいて避難するために、連絡を入れたり、日頃から話をしたりできるので、具体的に良かったというご意見をいただきました。計画書ができてよりどころができた。こういったものを一緒に考えてくれるのはありがたいなどいろいろな意見をいただいたところです。

まだ優先区分C以降どう進めていくか検討中ではありますが、まずは対面でお顔を合わせながら計画書を作成していく方向で進めています。まだまだ、この事業も走り出したばかりですので、事業所の皆様ですとか、自立支援協議会の方々に情報共有させていただき、足立区の事業を広げ知ってい

ただきながら、必ずどこかで皆さんと関わっていく計画ですので、これからも引き続き進めてまいります。まだこれからどういった連携があるとか、具体的に動き出していきますけれど、そういった際にはよろしくお願ひしたいと思ひます。私からは以上です。オブザーバーから意見、補足等あればお願ひします。

○オブザーバー（虐待防止・権利擁護係長）

大北係長から説明がありましたが、これは昨年度より区役所の中で半年近く議論してきたところです。その到達した優先区分Aからやりましょうということで、始め関係者が集まり、いろいろ議論した時には、軽度の人はどうするのか、重度の人でもいろいろな方がいるでしょう。議論が錯綜しました。結局どこから始めるのかが曖昧になった経緯がありました。やはり、まず、始めてみる、手を付けてみるのが大切ということで絞っていったのが現状の形になっています。

我々は、軽度の人、優先区分Aに入らない人が別にどうでも思っているわけではなく、最終的にどういう形になるか分からないけれども、何らかの形で支援が必要な方がいらっしゃるというのは十分認識しています。しかし、どこからか手をつけ始めなくてはいけないということで、今回のやり方で始めているのが実情です。特に精神障がいの方とかは、状況が安定せず軽くなったり、重くなったりいろいろあると思ひます。障がい特性で難しい方がいらっしゃるということを重々承知しています。何らかの形で区が直接やるかどうかは別として、関わっていければと思ひます。

この計画は、障がいのある方の場合、各援護係が区分調査をしているので、全員把握している現状です。今までのところは、障が

いサービスを優先されている方に関しては、障がい福祉課援護係が中心になって、調査をし計画を立てているところです。

台風は1週間位前になるとあやしいということが分かって、日を追うごとに進路が分かりますが、雨が降って動きが取れなくなってから避難するのでは遅いです。いつのタイミングで、誰が誰に避難所に行く連絡をするのか。障がいのある場合は基本的に障がい援護係がやるというふうに考えています。単身者は、自分で電話を受け取れるだろうか、それともご家族だろうか、みたいな次の課題が出てきます。そして、避難するための準備は誰がするのか。自分でやるのか、家族ができるのか。ヘルパーにお願いするのか。避難した先で、医療的ケアのある人、医療的ケアがないまでも、おむつ交換、水分補給は誰が支援するのだろうかというのが次の課題です。

台風が行き過ぎました。そろそろ家に戻れます。でも、家に戻るタイミングですぐにヘルパーが入らなければいけない場合、ヘルパーを断わる、開始するなどについては誰がやるのかなど役割分担を考えなくてはいけない。改めて、特に戻ってからヘルパーを開するというのは計画を作り始めた時にはあまり視野の中にはなかった。これから優先区分Bとか、改めて優先区分Aの人への調査面接をしていく中で新たな気づきが出てくるだろうと考えています。

これからは、障がいの分野も障がい福祉課でまわるというよりは、区として全体的に福祉管理課と協力しながらまわっていくことになります。どこが取り仕切ってどこが取りまとめるかがぶれてしまうと責任の所在が分からなくなってしまうので、基本的に、福祉部の中で全体的に管理していこうと話を進めているところです。私が気づ

いたところは以上です。

○事務局(生活体験係長) ここからは質疑応答、意見交換の時間とさせていただきます。よろしいでしょうか。お名前をおっしゃってからご発言をお願いします。

○酒井部会長 今の説明及び補足説明を含めて何か皆様からご質問、ご意見ございますか。分かりやすいように挙手とかでお願いします。

○鈴木委員 **資料3**の8ページ、福祉避難所のところですが、二次避難所として都立花畑学園から都立足立特別支援学校までのこの6つしか選べないということでしょうか。

○酒井部会長 私も合わせてご意見聞かせていただきたいのですが、我々も福祉避難所の立場として分からないので合わせて説明をお願いします。

○大北係長 説明が不足して申し訳ありませんでした。今日来ていただいている方の中にも、一避難所として足立区と協定を結んでいるところもおありです。実は震災を想定すると70か所以上福祉避難所、二次避難所があります。ただ、水害の際には、本来の浸水のリスクから、まずは福祉施設で特養の方などについては、利用者さんの対応もあります。そういった所を二次避難所です、ここを開設しますと言ってしまうと、そもそも施設の対応もありながら誰が担うのかわからないと混乱を起こしてしまいます。水害時に関しては、まずは絞らせていただいて、水害時の福祉避難所の立ち上げを足立区では考えています。なのでこの6か所にプラス一次避難所も立ち上げますけれど、二次避難所としては配慮が必要な方、足立区の職員をそこに注力したいので、あし

すとも含めて、水害時の二次避難所として今のところ6か所想定しています。

○酒井部会長 そうすると、今現状二次避難所で登録している施設については、あくまで同時に開設をしないという対応なのですか。

○大北係長 区の方から、二次避難所として開設してくださいという要請はしないということですか。

○酒井部会長 引き続きですが、逆に利用者の方から施設で避難したいと言われた場合はどのように回答すればよろしいですか。

○大北係長 区のホームページに載せたりはしないということだけです。ただ、普段利用されている方が避難したいとか個人的にきた場合にはお断りはできないと思いますので、施設の判断で受け入れていただくしかないと思います。けれど、二次避難所として立ち上げてくださると、区のホームページで、たとえばどこの施設が二次避難所として開設したとかは載せないというところですか。

あくまで施設の判断です。施設によっては2階でも水没する所はその方々を3階に上げないといけなかったり、事務所関係も上にあげないといけなかったりしますので、二次避難所として水害時に避難者を受け入れてくださいという要請はしないということでご理解いただければと思います。

○酒井部会長 要請はしないと分かったのですが、おそらく想定されているのは、特養とか障がいの分野でいうと施設入所支援の入所施設を想定されていると思います。日中の施設で二次避難所を開設しないとなると、そこに避難を要請されてもとても開設が間に合わないと思います。それについてはどう想定されていますか。

○大北係長 足立区で避難所を開設する決

定について、**資料3**計画書の4ページをご覧ください。たとえば10月12日に台風が最接近するとそこから逆算した図になっています。12日に最接近する場合は、その前日から避難所を開設したり、避難をしていただきたいと考えています。さらに一日前、10月10日の判断で、明日の何時に二次避難所、一次避難所を開設して高齢者等避難の発令を決定したいと考えております。

一次避難所と二次避難所をできるだけ同時期に開設したいと思っています。これより前となると台風の進路がどうなるかというところでありますので、区の判断としてはこの二日前などに避難所を開設するという決定だと思います。

○酒井部会長 分かりました。先程お話いただいた中で、もし土日に重なってくると、通所の施設は休みだったりしますので、その場で開けられない可能性があるのと、もう一点は法人施設の判断とおっしゃいましたが、本当にそれでいいのかということですか。

○大北係長 一昨年19号の際にも、区の方から二次避難所として開設してくださいという要請ができなかったということがあります。台風が迫ってきた場合に、近隣の方が来られて受け入れましたという施設もあります。まだ避難ができる際には、お断りするのも一つですが、最接近して危ない緊急的な避難の際は人道的な面から受け入れていただければと思います。一日前であれば、区の避難所として開設されているのでそちらをお願いしますと案内していただければと思います。

○酒井部会長 改めて何か相談できる機会を設けていただくことは可能でしょうか。二次避難所の立場とか、利用者、ご家族の意見を今までも聞いてきたのですが、なか

かそれだけでは対応の範疇が難しいと判断しています。

○大北係長 分かりました。もちろん防災部署とも話をしています。個別の事情もあるかと思いますが、今のところオープンにするのが避難所として二次避難所として開設することで、またご意見伺いながら相談させていただければと思いますのでよろしくをお願いします。

○酒井部会長 他にご意見のある方いらっしゃいますか。

○山田委員 先程の話の中で、計画書はご本人の計画書だと思いますが、家族が書くと思うんですね。特に高齢の障がいを持った方の親御さんかなりたいへんな作業だと思います。

その場合、計画に載っている方一人ひとりの計画なのか、それともそれが母親だったら母親が避難した後の本人とどうなるかということが不安です。現在の状況でそういう方はいかがでしょうか。

○オブザーバー(虐待防止・権利擁護係長)

優先区分Aの調査をする中で、たとえば一人障がいのある方を誰かが介護しなければいけないという場合、それがお一人でことたりるとか、それともお二人、たとえばお父さんお母さんとご本人という形で休憩しながら介護するパターンがあるかと思えます。健常のご兄弟がいてその方まで福祉避難所に行くのか。それともそのご兄弟の方は、お父さんと一緒に一次避難所でOKなのか。障がいをお持ちの当事者の方が、どれ位の障がいがあってどれ位の支援が必要なのか家族4人で福祉避難所に行きましようという判断をしているところですか。ご高齢の方は、一緒に避難していただいで、たとえば花畑学園だったら区の職員に

手伝ってもらえることで大丈夫ならいいですし、個別の支援が必要ならば普段、ヘルパーとして入っている事業所に相談をして、その事業所の方が避難所に行ってやるというやり方もあります。実際、重度訪問介護が必要な方は4名位その様な契約をして事業所の方に避難所に行っていただく話も進んでいます。

○大北係長 要支援者の方お一人だけの計画ではなく、その世帯と一緒に逃げていただく。ご家族の状況によっては、たとえばお子さんの仕事があるとか、分からなければお二人が避難所に逃げて、ご本人が動ければ後から自力で来るとか、その世帯にあった計画にしていくところです。要支援者の方、あくまで対象者はこの方だけなので、ご家族、他の方は自分で逃げてくださいとかではなく、あくまで、世帯の状況として考えていく。花畑学園に避難するのも実際のところ、45世帯96名、そのような数になっているのが現状です。

○菊池委員 私のところ避難者リストが何件かきております。一般家庭の方に今私が聞いているのは、施設にいる方が多いです。でも、施設以外の一般家庭の中でその方達が避難時に小学校か中学校に来ています。第一次避難所、それしかないと思っています。たとえば、エレベーターが使えなくなったとか、そういう時にはやはりどなたかにお願いするとか、そういう形になってしまうのですが。一般家庭の中で要介護者がいらっしゃるとか。施設の方は施設の中で分かっているからできますが、一般家庭の中でそういう方がいらっしゃるということお考えになっていますか。

○大北係長 今の計画書の対象者は家にいる方で、居住地からどう逃げていただくかにしています。たとえば、家の1階に普段か

らベットを置いて住んでおり、浸水しないけれど、2階には自分達だけではいけないという方もいるのでそういった時は、避難してください民間の救急事業者が行きますので逃げまじょうと言っています。お話のとおり、計画書を作るにも車椅子を使うのが分かっている、エレベーターのない学校につなげてしまうのは、どうかというところがあります。エレベーターのある学校に行くお話をしています。

どうしても足立区の千住の方が浸水が深い傾向です。2階にいても、学校によっては3階も危険な所もありますので、なるべく河川から離れた所に一緒に逃げまじょうと案内をしています。小中学校は近くの方がいい面はあるのですが、事前に動けるのが水害なので、できるだけ河川から離れた、足立区でいうと北の方の避難所が河川の氾濫リスクが少ないですし、もしあふれても水が引くのも早い所もあるので、今一軒一軒まわった中ではそこも考慮してお話をしています。なので委員がおっしゃられたとおり、足立区の中央本町に住んでいるから中央本町の学校にしか行っちゃいけないと思っっている方が多いので、それも含めて計画書を作成し、お話をしていかなければと思います。

○池田委員 千住の話が出ましたが、前回19号の時、一斉の開放がなかった所もありますが、ご高齢の方達が何処に逃げるかで、いわゆる要支援要介護者ではない方達も一般の方達もどこに逃げるかという、より徹底した周知はされているのでしょうか。千住に逃げてもといわれても使ってしまうかも。そうした時に千住の荒川内側の方達が荒川より北に逃げて来られた時に要支援の方達だけでなく軽度の方達も一般の避難所に行って入りきれるか素朴な疑問です。

前にホームの方で、私のところではないですが、何名かで逃げた時に3か所目でやっとなれたという話も聞いた。施設を利用している方もそうですけど、いざ何処に逃げるかというところが。相談窓口というか一括管理してくれるところはあるのですか。

○大北係長 問い合わせを受けるとした場合、おそらく災害部署が一つと、今個別にまわっている所は福祉管理課に問い合わせもありますし、個々に窓口が一本というわけではないです。区の非常事態のことですので、区の障がいのほうから連絡するというのであれば障がいに聞いていただければ一緒ですし、福祉管理課に聞いていただいても答えとしては一緒です。たとえば、千住ばかり出して恐縮ですが、千住の避難所に逃げることはだめということではないです。ただ、使えるフロアも限られてきますし、どうしても4階しか使わないと決めている学校もあります。前はそれも徹底されておらず体育館が1階にあるから1階に避難していただいたけれど、それ以降考え方を改めて、最上階から浸水されないフロアだけを使っていく。そのために小中学校にも浸水の絵を掲示し、ここまで水がきますということを避難した方が目にして分かるように進めています。

もちろんご自身で足立区から離れて避難したり、知人を頼って避難したりしながら、自宅にとどまれる方はなるべく自宅にとどまって分散していかないと真に必要な方達が避難所に来れないということもありますので、足立区では、とどまれる方はとどまってください。たとえば、家の9階に住んでいてわざわざ学校の2階に来るということはないでください。1階の方だけ、たとえば平屋の方全てが足立区の避難所に入れるかということももちろんそうではありません。絶

対入りきりませんので、自分達でまずは本当に必要な人が避難所に来れるように避難所以外の避難もできるだけ考えてくださいと、この2年間防災部署と周知をしているところです。

○高木委員 とどまれる方はご自宅の方にとどまってという話があったのですが、テレビとかラジオとかで台風がくるというニュースで煽られた際には、本当に9階でここは浸水しないであろうという場所であっても、そこにいることが不安で避難所に行ってしまう方がいらっしやると思う。そういう方もいるということも考えながら対応されたほうがよいのではないのでしょうか。

○大北係長 たとえば、受付で私はどこに避難していますと、必ず避難者カードを書いていただくのですが、9階たとえば、9〇何と書いたので受付の方が、あなた、9階だからここには来ないとは言わないです。精神的な不安から避難して来られたり、誰かと一緒にいたいというのは人のさがあるので、否定するものでもないです。結局氾濫した場合は学校に避難しても変わらない。とどまれる方というところを言っていますけれど、避難することを否定するわけではないです。そこは誤解のないように進めていきたいと思っています。

○高木委員 計画書を作ってシュミレーションされる中で、何処かの時点で本格的なこれに対処した避難訓練をこの先の考えの中にあるのでしょうか。

○大北係長 実のところ、計画はもちろんできつつありますが、訓練実施にまで今至っていないのが現状です。要介護の方でいますと、今区では、普段からつながりがあるケアマネージャーから連絡伝達をしていただくというのを行動開始のスタートにしています。その方法でいけるのかというこ

とについては検討したり、毎年確認したりということが必要になってきます。必ずこれらは確認しないといけないので検証していきたいと思っています。ケアマネージャーから伝える方法が電話を取れる方は電話で、電話を取れない方は私が訪問しますと言ってくださるケアマネージャーがいます。一人で家で寝たきりで、電話が取りにくいので区から情報が出たら自分が行って直接伝えるという計画の方もいます。情報の受け取り方は世帯まちまちですので、実効性のある計画となるように計画の段階からきちんと作っていかないとということなのです。

○酒井部会長 皆さんの事業所の対象は障がいなので、ケアマネージャーがついているのはほぼないかと思います。その際、障がいのある方の場合はどうなるのでしょうか。

○大北係長 障がいだけの方、優先区分Aの方で障がい支援区分6の方については、障がい援護係の方から直接いきます。今回優先区分Bの方については、たとえば要介護3でかつ身障手帳1級を持ってらっしやるとか、複合的な方がBに多いです。ケアマネージャーを第一に考えていますが、ご本人の意見も聞きながら、区から直接連絡するという方も出てくると思います。

○酒井部会長 2点の質問でまず、計画書を作成する優先区分Aの数字ですが、障がい支援区分5、6の方が区内にどの位の人数いらっしやって、そのうち何名区分Aと判定されているのか。おそらく、この区分Aは全体の要配慮者の中の数字だと思いが障がい区分のところで実際の数字が分かれば。

先程、二次避難所での話が出ていたがおそらく避難する人数によっては介助者が明らかに足りなくなるのは想定できると思う。その点についての計画はどのように立てられているのでしょうか。

○大北係長 障がい支援区分については、手元に資料がないのですみません。資料3計画書の1ページに要介護3から5は1万4千人いらっしゃいます。4月12日の数字を示してありますので見ていただければと思います。

二次避難所の運営につきましては、小中学校ですと区職員、学校関係者、地域町会・自治会の避難所運営に携わる方、三者が連携してやります。区職員も一班4人で二班で8人、小中学校に配置します。花畑学園ですと、区職員も一班20名プラス保健師も入る。他の避難所より手厚くしています。ただ、普段事務職で働いている職員も多くいますし、ケアという部分ではなかなか知識・技術がないところもありますので、区職員だけでいいのか。専門職の資格を持った方のケアが必要ではないのかというところは今、防災部門と一緒に外部の力を借りれないかと検討しています。

○酒井部会長 千住の方は分かりました。二次避難所の想定のところでは、2300人、障がい支援区分4から6の方がいらっしゃいます。浸水地域にいる方がほとんどになってくるかと思っています。それくらいのキャパシティをまず受け入れるとなると、相当の介護者の手は必要と想定します。入所施設が民間施設でも区内事業所であれば40から60名位の規模で相当な職員を抱えるので、これが成人となってくると結構たいへんな人手になるかと思いますがいかがでしょうか。

○大北係長 避難所に逃れてきて、避難先で体調を崩されたり、極論お亡くなりになることがないようにしないといけない。区職員ができないことも。必要なケアや、配慮が必要などころについては、区の保健師だけでいいのかと考えなければいけない。二

次避難所として、注力して立ち上げる以上、そこでお亡くなりになることがないように。短くても2泊3日は避難所にとどまらないといけない想定でいます。その時に乗り切れるかつ必要なケアをできるということで考えていきたいと思っています。

○酒井部会長 今保健師ということでおっしゃられてましたが、当然医療的ケアが必要な方も避難されると思います。看護師の配置は考えていないのですか。

○大北係長 今のところ、そこまでいかれてないというのが現状です。花畑学園で、例をあげますと、施設側の都職員、先生方に協力いただくところはありますが、運営に実際携わるのは区職員と区保健師です。かつ家族が対応できる方は家族に協力を得るのが今のところ二次避難所での現状になります。

○酒井部会長 おそらく、障がいのある方のご家族の方で、医療的ケアのある方が知りたいのは、処置を誰かやっていただける方がいるのかということだと思います。今の段階ですといないという形になるかと思いますが。

○大北係長 今のところはお家族と保健師で対応するしかないというところですよ。

○酒井部会長 災害時の場合は、たとえば保健師でも知識・経験がある方なら処置していいとかはあるのですか。

○大北係長 区職員の保健師でも、施設に勤めていらっしゃる方程普段から接しているわけではないので、できることに限界があると思います。その方の症状について計画書があっても難しいのが現状だと思います。

○酒井部会長 看護師の配置は是非ともお願いしたいと思っています。関係部署でご検討いただけないでしょうか。

○大北係長 必ず必要で問われるところなので検討したいと思います。次の機会までに進展があれば検討状況含めて共有させていただきます。

○事務局（生活体験係長） 後で追加のご質問がありましたらメールでも電話でもご連絡ください。

○酒井部会長 この後施設・事業所に戻って共有されるかと思しますので、ご意見・ご質問等ありましたら事務局までお願いいたします。避難計画については終了します。大北係長ありがとうございます。

その他協議・相談したいことはありますか。前回から一年近くあいていますので、くらし部会の内容だけでなくこれからのことで何かありましたら何でもかまいません。

○鈴木委員 昨年までのくらし部会の中でさまざまな意見が出されていて、令和3年度から新しい障がい福祉計画が作られたと思うのですが、緊急一時保護などくらし部会から出た意見から何か新しく障がい者施策がプラスされた情報があれば教えてほしい。

○事務局（生活体験係長） 令和元年度地域生活支援拠点について話し合いをしたことを基に緊急一時保護の必要性があげられ、あいのわさん、あだちの里さんにお受けいただく形になりました。今年、地域生活支援拠点について、あしすとで担当者会議を開催し、今後拠点をどうしていくか検討する予定です。

○酒井部会長 補足ですが、地域生活支援拠点のところをくらし部会からあげ、一昨年4月から足立区で緊急一時保護事業を立ち上げていただいています。障がいのある方で緊急保護が必要な方、ショートステイ

等が使えずに保護が必要な方を足立区契約施設で保護させていただく需要があり、去年から始めております。対象の受け入れ機関はあいのわ福祉会とあだちの里です。地域生活支援拠点自体は今年度の4月から相談等、緊急対応等、短期入所の3つのカテゴリで実施しています。それぞれの分野で各事業所と契約していらっしゃるって緊急の相談だけはあだちの里、あいのわのほうで窓口で対応、緊急保護であれば同様に事業所と登録し事業を始めています。どこまで発信されているか私も把握していませんので申し訳ないです。みなさんにご意見いただいたところで、今年度から地域生活支援拠点が実際に運営されております。先程笹原さんから話があった担当者会議がすでに始まり、各々の事業所から出席いただいています。

次回くらし部会開催は12月に予定されていますが、何かありましたら事務局のほうにご連絡をお願いいたします。

3 事務連絡

○事務局（社会リハビリテーション係長） 途中音声が乱れ申しわけありませんでした。

今年度第2回の開催は12月16日木曜日を予定しております。開催方法は、状況をみて決定します。

以上をもちまして足立区自立支援協議会くらし部会第1回を終了いたします。お忙しい中ご出席いただきありがとうございます。

以上